

議案第 58 号

米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例について  
米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 5 月 29 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 28 年 4 月 1 日から米原市伊吹健康プラザ愛らんどを構成する施設に地域福祉支援センターを追加するため、この案を提出するものである。

## 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部を改正する条例

米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例（平成 17 年米原市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 地域福祉支援センター

第 3 条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 地域福祉活動の支援事業に関すること。

第 5 条第 1 号中「保健センター」を「地域福祉支援センターおよび保健センター」に改める。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項および付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例（以下「新条例」という。）の規定による地域福祉支援センターに係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

3 新条例の規定による地域福祉支援センターに係る利用許可等の手続（以下「利用手続」という。）は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 指定管理者に新条例の規定による地域福祉支援センターの管理に関する業務を行わせる場合において、前項の規定による利用手続は、当該指定管理者によってなされたものとみなす。

米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設)</p> <p>第2条 米原市伊吹健康プラザ愛らんど（以下「愛らんど」という。）を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 地域福祉支援センター</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 愛らんどは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 地域福祉活動の支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 愛らんどの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設)</p> <p>第2条 米原市伊吹健康プラザ愛らんど（以下「愛らんど」という。）を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 愛らんどは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3) 福祉活動の支援事業</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 愛らんどの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>

(1) 地域福祉支援センターおよび保健センター

ア～ウ 略

(2) 略

第6条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例（以下「新条例」という。）の規定による地域福祉支援センターに係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

3 新条例の規定による地域福祉支援センターに係る利用許可等の手続（以下「利用手続」という。）は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 指定管理者に新条例の規定による地域福祉支援センターの管理に関する業務を行わせる場合において、前項の規定による利用手続は、当該指定管理者によってなされたものとみなす。

(1) 保健センター

ア～ウ 略

(2) 略

第6条以下 略